

## 第 6 章

### 資料編

本プラン策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

### (1) 男女共同参画社会基本法

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

### (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第二条の三

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

第八条

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 2

## 大田区男女共同参画推進区民会議委員名簿

令和6（2024）年6月～令和8（2026）年3月

選出区分		委員名	所属
1	学識経験委員	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館
2	団体選出委員	高山 雄一 (令和7年5月まで)	大田区議会 総務財政委員会
		高瀬 三徳 (令和7年5月から)	
3		小山 君子	大田区自治会連合会
4		江川 美恵子 (令和7年12月まで)	大田区民生委員児童委員協議会
		木戸 由紀 (令和8年1月から)	
5		岩下 充博	大田区商店街連合会
6		望月 直人	大田工業連合会
7		大谷 彰 (令和7年3月まで)	東京労働局 大森公共職業安定所
		鷲家 城 (令和7年4月から)	
8		原田 由季子	東京商工会議所 大田支部
9		長村 美希	大田区立中学校PTA連合協議会
10		立石 敬三	大田地区人権擁護委員会
11		石橋 英生 (令和7年3月まで)	東京都社会保険労務士会 臨海統括支部大田支部
		神田 征輝 (令和7年4月から)	
12	金田 行英		
13	公募委員	古澤 里美	
14		村尾 千寿子	

## 国際婦人年以降の男女共同参画の主な動き

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和)</li> <li>・国際婦人年世界会議 (第1回世界女性会議) (メキシコシティ: 6~7月)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> <li>・国連総会、1976年~1985年の10年間を「国連婦人の十年」に決定 (12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上を図る決議」を採択 (6月)</li> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 (9月)</li> </ul>		
1976 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子教育職員、看護婦、保母等に関する育児休業法施行 (4月)</li> <li>・民法・戸籍法改正、施行 (6月、一部12月)【離婚後の婚氏続称制度新設】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都民生活局婦人計画課設置 (8月)</li> </ul>	
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定 (1月)</li> <li>・児童福祉法施行令改正 (3月)【男性保育職員の途を開く】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大田区立婦人会館」開館所管: 大田区教育委員会・社会教育部 (社会教育関連施設)</li> </ul>
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 (5月)</li> <li>・婦人問題解決のための東京都行動計画策定 ○計画期間: 昭和54~60年度 (11月)</li> </ul>	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会 女子差別撤廃条約を採択 (12月)</li> </ul>			
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (第2回世界女性会議 (コペンハーゲン: 7月))</li> <li>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約署名 (7月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区婦人問題懇話会設置</li> </ul>
1981 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際労働機関 (ILO)【家族的責任条約】を採択 (6月)</li> <li>・女子差別撤廃条約発効 (9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行 (1月)【配偶者の法定相続分 1/3 から 1/2へ】</li> <li>・婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」を発表 (5月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題をめぐる意識調査を実施</li> </ul>
1982 (昭57)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会「国際平和および協力の促進における女性の参加に関する宣言」を採択 (12月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都婦人問題協議会答申『「国連婦人の10年」後半期における東京都婦人関係施策のあり方について』 (7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区婦人問題懇話会中間報告「大田区民の集い」開催</li> <li>・懇話会答申「婦人問題の解決を目指して」</li> <li>・婦人会館利用団体による「大田区立婦人会館運営協議会」発足 (2000年まで継続)</li> </ul>

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1983 (昭58)			・ 婦人問題解決のための新東京都行動計画策定「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」 ○計画期間：昭和58～65年度（平成2年度）（1月）	
1984 (昭59)		・ 第1回日本女性会議開催		・ 第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」策定 ・ 総務部に「婦人問題対策室」を設置 ・ 大田区婦人問題行動計画推進本部設置
1985 (昭60)	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ：7月） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	・ 国籍法及び戸籍法改正、施行（1月）【子の国籍取得父母両系血統主義採用、配偶者帰化条件男女同一化】 ・ 生活扶助基準額男女差解消実施（4月） ・ 女子差別撤廃条約批准（6月）	・ 東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」（2月）	・ 女性問題を考える区民の集い「女性フォーラム第1回」開催（以降毎年開催） ・ 情報誌「パステル」創刊
1986 (昭61)		・ 「婦人問題企画推進有識者会議」を発足（2月） ・ 男女雇用機会均等法施行（4月） ・ 改正国民年金法施行（4月）【第3号被保険者制度導入】		
1987 (昭62)		・ 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を決定（5月） 男女共同参画型社会の形成をめざす	・ 東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」（3月）	
1988 (昭63)		・ 農林水産省「農山漁村婦人の日（毎年3月10日）」を設定（2月）		
1989 (昭64/ 平元)	・ 国連総会【児童の権利条約】採択（11月）	・ 新学習指導要領告示（3月）【中学・高校での家庭科の男女共修】	・ 東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」（3月）	
1990 (平2)	・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）を採択（5月） ・ 【児童の権利条約】発効（9月）		・ 東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」（7月）	
1991 (平3)		・ 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」を決定（5月）	・ 女性問題解決のための東京都行動計画策定「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」 ○計画期間：平成3～12年度（3月） ・ 東京都男女平等推進基金設置（4月）	・ 行動計画策定に向けて区民意見交換会開催

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法施行（4月）【男女共通の育児休業制度】</li> <li>・婦人問題担当大臣を設置（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人東京女性財団設立（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区内の組織名称を「婦人問題対策室」から「男女平等推進室」に改称</li> <li>・婦人会館を「おおた女性センター」へ改称。「婦人」から「女性」へ用語変更を実施</li> <li>・婦人会館運営協議会から「女性センター運営協議会」に改称</li> <li>・第2期「男女共同社会実現のための大田区行動計画」策定</li> <li>・女性総合センターの設立に対する請願が区議会にて採択</li> </ul>
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連世界人権会議（6月：ウィーン）ウィーン宣言及び行動計画採択【女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、女性に対する暴力の撤廃が示された】</li> <li>・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健婦助産婦看護婦法改正（11月）【男性保健師の途を開く】</li> <li>・パートタイム労働法施行（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等に関する意識調査</li> </ul>
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際家族年</li> <li>・ILO総会【パートタイム労働に関する条約】を採択（6月）</li> <li>・国際人口・開発会議「カイロ宣言」を採択（9月）【リプロダクティブ・ヘルス／ライツを提起】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【児童の権利条約】批准（4月）</li> <li>・高校家庭科男女必修（4月）</li> <li>・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置（6月）</li> <li>・内閣に男女共同参画推進本部を設置（7月）（婦人問題企画推進本部廃止）</li> </ul>		
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議（9月：北京）「北京宣言及び行動綱領」を採択</li> <li>・北京女性会議NGOフォーラム開催（8～9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【家族的責任条約】批准（6月）</li> <li>・育児・介護休業法施行（10月、一部平成11年4月）【男女共通の介護休業制度、事業主措置】</li> <li>・住民票から「非嫡出子」の記述が廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」（3月）</li> <li>・東京ウィメンズプラザ開館（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仮称・新女性センター改修検討委員会」発足</li> <li>・世界女性会議NGOフォーラムに区民女性7名派遣+区民6名</li> </ul>
1996 (平8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO総会【家内労働に関する条約（在宅形態の労働条約）】を採択（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優性保護法改正し母体保護法施行（9月）</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」を決定（12月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期「大田区男女平等推進プラン」策定</li> <li>・ウィメンズレポート（大田区女性白書）発刊</li> <li>・「仮称・新女性センター改修検討委員会報告書」を区長宛に提出</li> </ul>

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置法施行（4月）</li> <li>・男女雇用機会均等法改正（6月）【募集・採用・昇進等の差別禁止、ポジティブアクション、セクシュアル・ハラスメント防止措置】</li> <li>・労働基準法改正（6月）【女性の時間外労働、深夜業の規制解消】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> </ul>
1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【パートタイム労働に関する条約】発効（2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法公布（3月）</li> <li>・「婦人週間」を「女性週間」に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進のための東京都行動計画策定「男女が平等に参画するまち東京プラン」○計画期間：平成10～19年度（3月）</li> <li>・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」（8月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「大田区女性模擬区議会」を開催</li> </ul>
1999 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正男女雇用機会均等法施行（4月）</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」施行（6月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> <li>・「仮称・新おおた女性センター」の愛称及びシンボルマークを公募 愛称「エセナおおた」と決定</li> <li>・「仮称・新女性センター運営準備委員会」発足</li> </ul>
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会・女性2000年会議開催（ニューヨーク）「成果文書」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行（4月）</li> <li>・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行（11月）</li> <li>・「男女共同参画基本計画」を閣議決定（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画基本条例 成立・施行（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区立婦人会館がリニューアルされ、大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」として開館</li> <li>・教育委員会から区長部局へ移管：経営管理部男女平等推進室</li> <li>・第1回エセナフェスタ開催（以後毎年開催）</li> <li>・大田区立男女平等推進センター運営委員会発足</li> </ul>
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に「男女共同参画会議、男女共同参画局」を設置（1月）</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（10月）</li> <li>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行（11月）</li> <li>・第1回男女共同参画週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期「大田区男女平等推進プラン」策定</li> <li>・第3期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> </ul>

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2002 (平14)			<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画策定「チャンス&amp;サポート東京プラン2002」 ○計画期間：平成14～18年度（1月）</li> <li>配偶者暴力相談支援センター業務を開始（4月）</li> <li>財団法人東京女性財団解散（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大田区立男女平等推進センター区民自主運営委員会」発足</li> </ul>
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（6月）</li> <li>次世代育成支援対策推進法施行（7月）</li> <li>少子化社会対策基本法施行（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等推進基金廃止（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター内の事業一部（相談・区民会議・海外視察）を除いて、区長委嘱の大田区立男女平等推進センター区民自主運営委員会に事業運営を移行</li> <li>第4期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> </ul>
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「指定管理者制度」の導入により、施設管理を「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」を指定（2年間）【第1期】</li> <li>大田区男女共同参画に関する意識調査実施</li> </ul>
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）（2～3月：ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行（4月）</li> <li>「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定（12月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> <li>第2期「大田区男女平等推進センター区民自主運営委員会」</li> </ul>
2006 (平18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（6～7月：東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正男女雇用機会均等法公布（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間：平成18～20年度（3月）</li> <li>東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期「大田区男女共同参画推進プラン」策定</li> <li>「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に施設管理を再指定（5年間）【第2期】</li> <li>事業の企画・運営を「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に委嘱</li> </ul>
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律改正（6月）</li> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（7月）</li> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&amp;サポート東京プラン2007」 ○計画期間：平成19～23年度（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> </ul>

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法改正(12月)</li> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「企業の実態に即したワーク・ライフ・バランスの推進について」(2月)</li> </ul>	
2009 (平21)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」一部改正(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間:平成21~23年度(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理部男女平等推進室から総務部男女平等推進課へ</li> <li>・男女共同参画に関する意識調査実施</li> <li>・第7期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> </ul>
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」(3月:ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定(12月)</li> </ul>		
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)発足(1月)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期「大田区男女共同参画推進プラン」策定</li> <li>・第8期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> <li>・公募により「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)の管理、事業の指定管理を再指定(5年間)【第3期】</li> </ul>
2012 (平24)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」(1月)</li> <li>・男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&amp;サポート東京プラン2012」 ○計画期間:平成24~28年度(3月)</li> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間:平成24~28年度(3月)</li> </ul>	
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(7月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期「大田区男女平等推進区民会議」設置</li> </ul>
2014 (平26)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正(4月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部男女平等推進課と総務部人権推進課が組織改正により、総務部人権・男女平等推進課に変更</li> <li>・男女共同参画に関する意識調査実施</li> </ul>

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)(3月:ニューヨーク)</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び能力強化を行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍推進法」公布(9月)</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定(12月)</li> <li>・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定(12月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置</li> </ul>
2016 (平28)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議(2月)</li> <li>・女性活躍推進法完全施行(4月)</li> <li>・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定(5月)</li> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正(平成30年1月1日全面施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都女性活躍推進白書」策定(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期「大田区男女共同参画推進プラン」策定</li> <li>・「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)の管理、事業の指定管理を再指定(3年間)【第4期】</li> </ul>
2017 (平29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」の改正(10月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画審議会答申「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」(1月)</li> <li>・東京都男女平等参画推進総合計画策定</li> <li>・「東京都女性活躍推進計画」策定</li> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> <li>○計画期間:平成29~33年度(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第11期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置</li> </ul>
2018 (平30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の公布、施行(10月、一部の規定は平成31年4月施行)</li> </ul>	
2019 (平31/ 令元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・W20 日本を開催(第5回WAW!と同時開催)(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布(6月)</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(6月)</li> <li>・「育児・介護休業法施行規則及び指針」の改正(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行(4月)</li> <li>・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により「特定非営利活動法人男女共同参画おおた」に大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)の管理、事業の指定管理を再指定(5年間)【第5期】</li> <li>・第12期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置</li> <li>・大田区配偶者暴力相談支援センター開設、DV相談ダイヤル開設</li> <li>・男女共同参画に関する意識調査実施</li> </ul>

年	国際的な動き	国	東京都	大田区
2020 (令2)	・国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(10月)	・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示(1月) ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定(6月) ・「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化(6月) ・「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定(12月)		・大田区男性相談ダイヤル開設
2021 (令3)		・「育児・介護休業法」の改正(6月) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正(6月)		・第8期「大田区男女共同参画推進プラン」策定 ・第13期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置
2022 (令4)		・「女性デジタル人材育成プラン」決定(4月) ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(5月) ・「女性版骨太の方針2022」の決定(6月)	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定(3月) ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用(11月)	
2023 (令5)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(5月) ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布(6月) ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行(6月)	・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(3月)	・第14期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置 ・公募により大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)指定管理者を「特定非営利活動法人ジェンダー平等Labota」に指定(5年間)【第6期】
2024 (令6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(4月)		・大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)が12月1日大森北四丁目複合施設(スマイル大森)5・6階に移転 ・男女共同参画に関する意識調査実施
2025 (令7)				・第15期「大田区男女共同参画推進区民会議」設置
2026 (令8)		・「第6次男女共同参画基本計画」を策定		・第9期「大田区男女共同参画推進プラン」策定

## 4

## 関連事業一覧

## 基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします

## ◆個別目標1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①人権尊重の意識づくり	1	区民への人権意識の啓発	人権・男女平等推進課	○
	2	高齢者虐待防止事業	高齢福祉課	
	3	障害者虐待防止対策	障がい者総合サポートセンター	
	4	児童虐待防止への取組の推進	子育て支援課 おおたこども家庭センター	
②固定的な性別役割分担意識の解消	5	男女共同参画に関する啓発	人権・男女平等推進課	○
	6	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	人権・男女平等推進課	○
	7	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	人事課	○
③教育の場における理解促進	8	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	地域力推進課	○
	9		教育総務課	○
	10	小・中学生への人権意識の啓発	人権・男女平等推進課 指導課	○
	11	人権課題にかかわる学習	指導課	
	12	人権擁護委員による意識啓発	人権・男女平等推進課	
	13	教育現場の環境整備	指導課	
	14	区立学校における多様な悩みのある児童・生徒の支援	指導課	○
	15	道徳教育の推進と人権教育研修	指導課	○
	16	道徳教育推進教師連絡協議会	指導課	

## ◆個別目標2 多様な個性を認める意識の醸成

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①ジェンダー平等と多文化共生の推進	17	相談・情報提供	地域力推進課	○
	18	多言語情報紙の作成・配布	地域力推進課	
	19	外国人に向けた男女共同参画の啓発	人権・男女平等推進課	○
②多様な性に関する理解促進	20	区民への多様な性に関する啓発	人権・男女平等推進課	○
	21	多様な性に関する職員の理解推進	人権・男女平等推進課	○
	22	職員向けパートナーシップ制度に関する理解促進	人権・男女平等推進課 人事課	

## 基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

### ◆個別目標1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

#### 【大田区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①あらゆる暴力の防止に関する意識啓発	23	暴力防止に関する講座の実施	人権・男女平等推進課	○
	24	広報・啓発及び情報提供	人権・男女平等推進課	
	25	若い世代に向けた啓発と教育の推進	人権・男女平等推進課	○
	26		指導課	○
	27	職員に向けたDV防止研修	人権・男女平等推進課	
	28	相談及び支援に関わる研修への参加	各生活福祉課	
②配偶者等からの暴力における被害者の保護・支援	29	被害の早期発見及び相談	人権・男女平等推進課	○
	30		各生活福祉課	○
	31		各地域健康課	○
	32		おおたこども家庭センター 各こども家庭センター	○
	33		教育センター	○
	34		広聴広報課	○
	35		地域力推進課	○
	36	相談窓口の周知	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	
	37	被害者情報の保護	戸籍住民課 各特別出張所	
	38	安全確保及び生活支援	各生活福祉課	○
	39	こどもへの支援体制の整備	感染症対策課 各地域健康課	○
	40		おおたこども家庭センター 各こども家庭センター	○
	41	配偶者暴力相談支援センターの運営	人権・男女平等推進課	○
	42	警察署等と連携した被害者保護	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○

◆個別目標2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

【大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①生活上の困難を抱えた女性等への支援	43	女性のための相談	人権・男女平等推進課	○
	44	女性相談・家庭相談の実施	各生活福祉課	○
	45	母子生活支援施設への入所	各生活福祉課	○
	46	生活再建・就労サポートセンター「JOBOTA」による相談・支援	蒲田生活福祉課	
	47	こども・若者相談及び居場所事業	おおたこども家庭センター	○
	48	男性相談ダイヤル	人権・男女平等推進課	○
	49	こころの健康相談	各地域福祉課 健康づくり課 各地域健康課	
②関係機関等と連携した支援体制の強化	50	関係自治体及び民間団体等との連携推進	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○
	51	支援調整会議等による連携体制の構築	人権・男女平等推進課 各生活福祉課	○

◆個別目標3 防災・復興における男女共同参画の推進

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①防災・復興現場における女性の参画拡大	52	方針決定過程への女性の参画促進	防災危機管理課	○
	53	防災関連有資格女性の拠点への配置	防災危機管理課	○
	54	女性資格者等の養成	防災危機管理課	○
②男女共同参画の視点に立った災害対応と避難所等の運営	55	男女共同参画の視点に立った避難所運営	防災危機管理課	○
	56	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	地域力推進課	○
	57	防災市民組織等への支援	防災危機管理課	
	58	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	人権・男女平等推進課	○
	59	災害発生後における相談・支援体制の整備	人権・男女平等推進課	
	60	災害時医療職ボランティアの募集	健康医療政策課	

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

◆個別目標1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①女性の活躍推進及び就労支援・就労継続支援	61	女性の活躍推進事業	人権・男女平等推進課	○
	62	女性の就労支援・就労継続支援事業	人権・男女平等推進課	○
	63	ひとり親家庭への就労支援	各生活福祉課	
②子育て世代・介護者への支援	64	ひとり親家庭への家事・育児サポート	子育て支援課	○
	65	放課後ひろば事業の推進	教育総務課	
	66	ファミリー・サポート・センター事業の推進	おおたこども家庭センター	
	67	ショートステイ・トワイライトステイ事業	おおたこども家庭センター	
	68	乳幼児ショートステイ事業	子育て支援課	○
	69	一時預かり保育事業	子育て支援課 おおたこども家庭センター 保育サービス課	○
	70	待機児解消施策の充実	保育サービス課	
	71	保育園延長保育事業の充実	保育サービス課	
	72	休日保育・年末保育事業	保育サービス課	
	73	病児・病後児保育事業	保育サービス課	○
	74	学童保育事業	子育て支援課 教育総務課	
	75	子育て相談	健康づくり課 各地域健康課	○
	76		子育て支援課	○
	77		おおたこども家庭センター 各こども家庭センター	○
	78		保育サービス課	○
	79		教育総務課	○
	80	教育相談	教育センター	○
	81	幼児教育相談	幼児教育センター	○
	82	家族介護者支援事業	高齢福祉課	○
	83		各地域福祉課	○
	84	産後家事・育児援助事業	子育て支援課	
	85	子育て応援メール配信事業	健康づくり課	

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
②子育て世代・ 介護者への支援	86	保育付き事業	人権・男女平等推進課	
	87		地域力推進課	
	88		健康づくり課 各地域健康課	
	89		子育て支援課	
	90		おおたこども家庭センター	
	91		教育総務課	
	92		ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)	子育て支援課
③政策・方針決定の 場における女性の 参画促進	93	審議会などにおける女性委員の積極的任用	人権・男女平等推進課	○
	94	女性職員の活躍推進に向けた取組	人事課	
	95	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	人事課	○
	96	地域団体等のリーダーへの女性参画	人権・男女平等推進課	

◆個別目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

施策	事業No.	事業名	所管課	重点事業
①ワーク・ライフ・ バランスに関する 意識の啓発	97	ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	人権・男女平等推進課	○
②柔軟な働き方の 実現に向けた 企業への取組	98	労働に関する情報提供	人権・男女平等推進課	○
	99	商店街における女性の活動の支援	産業経済課	
③家庭における 男女共同参画に 関する取組	100	男性の家事・育児・介護参画講座	人権・男女平等推進課	○
	101	男性向け意識啓発事業	人権・男女平等推進課	○
	102	出産準備教室	健康づくり課 各地域健康課	○
	103	キッズなパパの子育て応援講座	おおたこども家庭センター	○
	104	子育て力向上支援事業	子育て支援課	
	105	父親支援セミナー	健康づくり課	○

◆個別目標3 生涯を通じた男女の健康支援

施策	事業 No.	事業名	所管課	重点事業
①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）の啓発	106	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）の啓発講座等	人権・男女平等推進課	○
	107	エイズ及び性感染症の予防対策	感染症対策課	○
②生涯を通じた健康づくりへの支援	108	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	健康づくり課	○
	109	妊婦健康診査事業	健康づくり課	○
	110	妊婦健康診査事業（歯科）	健康づくり課	
	111	子宮がん・乳がん検診	健康づくり課	
	112	妊婦面接	健康づくり課 各地域健康課	
	113	産後ケア事業	健康づくり課	○

## 5

## 指標一覧

## 基本目標Ⅰ 誰もが尊重される社会をめざします

## ◆個別目標1 人権尊重とジェンダー平等意識の向上

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和7年度 70.5%	令和12年度 75%
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感しない区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「日本は『男は外で働き、女は家庭を守るべきだ』と長らく言われてきたため、固定観念から抜けきれない現状がありますが、あなたは長らく言われてきたこの考え方をどう思いますか。」という設問に対し、「同感しない」「どちらかというと同感しない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 69.9%	令和11年度 85%
社会全体における男女の地位は平等であると思う区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは、社会全体において、男女の地位は平等であると思いますか。」という設問に対し、「平等である」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 18.2%	令和11年度 30%

## ◆個別目標2 多様な個性を認める意識の醸成

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う区民の割合	日本人：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和7年度 日本人 50.8%	令和12年度 日本人 62.0%
	外国人：大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	令和4年度 外国人 79.8%	令和12年度 外国人 86.8%
「LGBTQ」「SOGI」について、言葉も内容も知っている区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは、『LGBTQ』『SOGI』という用語を知っていますか。」という設問に対し、「言葉も内容も知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 LGBTQ 68.6%	令和11年度 LGBTQ 75%
		SOGI 10.3%	SOGI 30%

## 基本目標Ⅱ 安全・安心に過ごせるまちを築きます

### ◆個別目標1 ジェンダーに基づく暴力（GBV）の根絶

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
大田区「DV相談ダイヤル」の認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区DV相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス＝DV)に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和7年度 19.6%	令和12年度 36%
DVを受けた経験のある人のうち、誰にも相談していない区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、DVを受けた経験のある人に、「あなたはこれまでに、DVを受けたことについて、だれかに相談したり、打ち明けたりしましたか。」という設問に対し、「相談しなかった(打ち明けなかった)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和6年度 66.2%	令和11年度 40%

### ◆個別目標2 ジェンダーの視点に立った生活上の困難に対する支援

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和7年度 84.5%	令和12年度 95%
自分は孤独だと感じる区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは、現在の暮らしにおいて、自分は孤独だと感じるか。」という設問に対し、「常にある」「時々ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100(男女別)	令和6年度 男性 27.6% 女性 26.1%	令和11年度 男性 20% 女性 20%

### ◆個別目標3 防災・復興における男女共同参画の推進

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
男女共同参画の視点を取り入れた「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」の整備数	各学校防災活動拠点(91か所)が作成する「各学校防災活動拠点活動マニュアル等」のうち、男女共同参画の視点が反映されたマニュアルの整備数(実績数)	未調査 (今後調査予定)	令和12年度 全91か所
区女性職員における防災の資格取得者数等	区の女性職員のうち、防災に関する資格(女性防災士)を取得または研修(防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリスト等)を受講した職員数	令和6年度 5人以下	令和12年度 10人以上
防災会議・部会の開催回数及び女性委員の割合	区の防災会議及び防災部会の開催回数(実績数)と、それらの会議における女性委員の数/委員全体の数×100	令和6年度 防災会議 年2回 女性委員 14.0%	令和12年度 防災会議 年3回 女性委員 30%

## 基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

### ◆個別目標 1 仕事と家庭の両立に向けた取組の強化

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
職場における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「職場において男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100（男女別）	令和7年度 男性 42.4% 女性 32.1%	令和12年度 男性 50% 女性 50%
フルタイムで就労していると回答した母親の割合	大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書で、産休・育休・介護休業の取得状況にかかわらず、「フルタイムで就労している」と回答した母親の数/母親の回答総数（就学前児童、小学校児童別）	令和5年度 就学前児童 59.7% 小学校児童 47.3%	令和10年度 就学前児童 62% 小学校児童 56%
区役所における女性管理監督職の割合	職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン実施状況報告で、区女性管理監督職の数/管理監督職総数×100	令和7年度 36.3%	令和12年度 40%
審議会等における女性委員の割合	地方自治法（第138条の4及び第202条の3）に基づく審議会（その他の附属機関・懇談会などを含む）等における女性委員の数/委員の総数×100	令和6年度 30.2%	令和12年度 40%

### ◆個別目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
家事（料理、洗濯、掃除等）について、配偶者・パートナーとの分担状況に満足していると回答した区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「家事（料理、洗濯、掃除等）について、配偶者・パートナーとの分担状況に満足していますか。」という設問に対し、「とても満足している」「どちらかという満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100（男女別）	なし	令和11年度 男性 70% 女性 70%
家事・育児等に費やす時間（平日）の男女差	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたは平日に、平均すると1日どのくらい家事や育児等に時間を使っていますか。」という設問に対する男女別の平均時間の差	令和6年度 154.4分差 (女性 208.3分 - 男性 53.9分)	令和11年度 減らす
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100（男女別）	令和7年度 男性 54.3% 女性 37.4%	令和12年度 男性 57% 女性 48%
区男性職員における育児休業の取得率	職員のワーク・ライフ・マネジメントプラン実施状況報告で、区男性職員における育児休業の取得率	令和6年度 73.3%	令和12年度 85%

◆個別目標3 生涯を通じた男女の健康支援

指標項目	指標の説明	現状値	目標値
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を知っている区民の割合	男女共同参画に関する意識調査で、「あなたはセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	令和11年度 20%
主観的健康感（現在の健康状態はよいと回答した区民の割合）	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	令和7年度 65.5%	令和12年度 増やす

	用語	解説	初出頁
あ	well-being (ウェルビーイング)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のことをいいます。	8
	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Social Networking Service の略で、友人・知人などのネットワークとインターネット上でつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをとったりするサービスのことです。	49
	NPO (エヌピーオー)	Non-profit Organization の略。「民間非営利団体」と訳され、内閣府では、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称と定義しています。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を指します。	70
	エンパワーメント	組織を構成する一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすることをいいます。	6
か	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。	2
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことを指します。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)とといいます。	6
	ジェンダーアイデンティティ (性自認)	自分の性をどう捉えているかを指します。その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。	9
	ジェンダー・ギャップ指数	GGI (Gender Gap Index) と略され、世界経済フォーラムが世界各国の男女平等の度合いを数値化した指数のことです。経済・教育・健康・政治の4つの分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を表しています。	7
	ジェンダー平等	ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。	6
	ストーカー	「つきまとい行為」や「位置情報無承諾取得等」などを繰り返す行為を行うことで、ストーカー規制法という法律で規制されています。	46

	用語	解説	初出頁
	性的指向	恋愛感情がどの性に向くかを指すことで、同性を好きになる人、男女の両方を好きになる人、恋愛感情を抱かない人がいます。	9
	性的マイノリティ	「こころの性・からだの性・表現する性が一致している異性愛者」ではない人々の総称です。LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー、クエスチョニング）以外の人も含まれます。	10
	セクシュアル・ハラスメント	性的な嫌がらせの意味。様々な生活の場で、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動を指します。セクシュアル・ハラスメントは女性だけでなく、男性に対しても成立する人権侵害です。	8
た	DV (ドメスティック・バイオレンス)	英語の Domestic Violence の略。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人(または親密な関係にあった人)からの暴力のことを言います。 暴力は、「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為の強要」などの性的暴力も含まれます。	9
	男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。	2
	男女雇用機会均等法	法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。	63
	東京都パートナーシップ宣誓制度	東京都が令和4（2022）年11月から開始した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人からパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出があったことを証明する制度です。	10
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律です。	3
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。	22
	パワー・ハラスメント	職権等の権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えたりする行為のことをいいます。	38

	用語	解説	初出頁
ま	マインドチェンジ	ものの見方や思考パターンを変えることです。	10
	マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児に関して、労働者が職場で受ける不当な取扱い（降格、解雇、雇い止め等）や嫌がらせを受け、就業環境を害されることをいいます。対象は、妊娠・出産した女性労働者と、育児休業等を申出・取得した男女労働者です。	8
	メディアリテラシー	メディアが伝える様々な情報を、主体的に取捨選択し客観的に活用する能力のこと、また、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいいます。	46
や	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満のこどもをいいます。	40
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。豊かな人生を送るために、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和をさせていく考え方のことです。	25